総務委員会資料

平成26年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第168号 川崎市職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日 総 務 局

改正後	改正前
(住居手当)	(住居手当) 第7条 職員には、月額 <u>15,900円</u> を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を、住居手当として支給する。
める額を、任店子目として文品する。	のる領を、任店子目として文和する。 2 (略) (勤勉手当) 第15条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5 (再任用職員にあっては、100分の37.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100

改正後 改正前 (勤勉手当) 第15条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ 規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当 規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当 の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準目 の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日 現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し 現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100 扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100 分の75 (再任用職員にあっては、100分の35) を乗じて得た額の総額を超えて 分の82.5 (再任用職員にあっては、100分の37.5) を乗じて得た額の総額を超 はならない。 えてはならない。 $3 \sim 6$ (略)

改正後 改正前

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任|第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任 期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u>号給</u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>377, 000</u>
<u>2</u>	<u>426, 000</u>
<u>3</u>	<u>479, 000</u>
<u>4</u>	<u>542, 000</u>
<u>5</u>	<u>618, 000</u>
<u>6</u>	<u>722, 000</u>
<u>7</u>	<u>845, 000</u>

第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中 「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急 事熊派遣手当を含む。) | とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣 手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるの は「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用 された職員 | と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5(再任用職員にあっ) ては、100分の65)」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5(再任用 (給与に関する特例)

期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>375, 000</u>
<u>2</u>	<u>424, 000</u>
<u>3</u>	<u>477, 000</u>
<u>4</u>	<u>541, 000</u>
<u>5</u>	<u>617, 000</u>
<u>6</u>	<u>721, 000</u>
<u>7</u>	844,000

 $2 \sim 5$ (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、 第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中 「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣 手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるの は「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用 された職員 | と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5(再任用職員にあっ ては、100分の65)」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5 (再任用 職員にあっては、100分の80)」とあるのは「100分の170」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

職員にあっては、100分の80)」とあるのは「100分の155」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

3 (略)

改正後

改正前

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、 第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中 「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣 手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるの は「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用 された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては 100分の122.5 (再任用職員にあっては、100分の65)、12月に支給する場合に おいては100分の137.5 (再任用職員にあっては、100分の80)」とあるのは「100 分の155 と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支 給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2 条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中 「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とある のは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」と する。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、 第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中 「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣 手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるの は「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用 された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5 (再任用職員にあっ ては、100分の65) | とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5 (再任用 職員にあっては、100分の80) | とあるのは「100分の170」と、給与条例第16 条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任 期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期 を定めて採用された者 | と、給与条例第19条の2中「勤勉手当 | とあるのは「特 定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任 期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

3 (略)

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)新旧対照表【第5条関係】

(給与に関する特例)

(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号 任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

改正後

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>400, 000</u>
2	<u>461, 000</u>
<u>3</u>	<u>524, 000</u>
4	<u>606, 000</u>
<u>5</u>	<u>705, 000</u>
6	805, 000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期 付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>332, 000</u>
<u>2</u>	<u>369, 000</u>
3	398, 000

任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>398, 000</u>
2	<u>459, 000</u>
<u>3</u>	<u>522, 000</u>
4	<u>605, 000</u>
<u>5</u>	<u>704, 000</u>
<u>6</u>	804,000

改正前

付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	<u>330, 000</u>
2	<u>367, 000</u>
<u>3</u>	<u>396, 000</u>

 $3 \sim 6$ (略)

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13 条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)」とあるのは「100分の170」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)」とあるのは「100分の155」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

改正後 改正前

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

(略)

条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条 例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエ ンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃 災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任 期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」 とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務 時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定に より任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支 給する場合においては100分の122.5 (再任用職員にあっては、100分の65)、 12月に支給する場合においては100分の137.5 (再任用職員にあっては、100分 の80)」とあるのは「100分の155」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」と あるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及 び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条 例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエ ンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃 災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任 期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」 とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務 時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定に より任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5 (再任用職員にあっては、100分の65)」とあるのは「100分の140」と、「100 分の137.5 (再任用職員にあっては、100分の80) 」とあるのは「100分の170」 と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」 と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与 及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

(期末手当) 第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及 び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給 料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の	
	て得た額及び給 合する場合にお を乗じて得た額

カード	改正前
以止夜	
	(期末手当)
	第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。
2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及	2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及
び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給	び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給
料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合にお	料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合にお
いては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得	
た額とする。	とする。
/C切(こりつ)。	
	3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

カードが担事業自任有の相子及の加負に関する未例(一 改正後	改正前
以止復	
	(期末手当)
	第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。
2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受ける	2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受ける
べき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得	べき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得し
た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給す	ト た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給す
る場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5	
を乗じて得た額とする。	じて得た額とする。
	3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川岡川州院事業自座有の和子及の派員に関する未例(十成	
改正後	改正前
	(期末手当)
	第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。
2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき	2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき
給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額	給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額
及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場	及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場
合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗	
じて得た額とする。	得た額とする。
して付た傾とする。	
	3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。